

○岡山市立学校条例

昭和39年4月1日

市条例第49号

改正 昭和39年10月1日市条例第68号

昭和40年3月27日市条例第16号

昭和40年9月25日市条例第41号

昭和41年4月1日市条例第20号

昭和41年6月3日市条例第27号

昭和42年4月1日市条例第12号

昭和42年6月26日市条例第25号

昭和42年12月25日市条例第51号

昭和43年7月27日市条例第37号

昭和44年2月18日市条例第36号

昭和44年4月1日市条例第74号

昭和44年10月1日市条例第103号

昭和45年4月1日市条例第20号

昭和45年10月3日市条例第38号

昭和45年12月24日市条例第58号

昭和45年12月24日市条例第92号

昭和46年2月24日市条例第5号

昭和46年3月18日市条例第21号

昭和46年4月1日市条例第70号

昭和46年7月19日市条例第103号

昭和47年3月27日市条例第11号

昭和47年6月26日市条例第28号

昭和47年6月26日市条例第34号

昭和48年3月26日市条例第23号

昭和48年12月24日市条例第83号

昭和49年1月21日市条例第2号
昭和49年3月27日市条例第25号
昭和49年12月25日市条例第64号
昭和50年3月18日市条例第16号
昭和50年3月18日市条例第51号
昭和51年3月23日市条例第24号
昭和51年12月27日市条例第81号
昭和52年1月28日市条例第1号
昭和52年12月24日市条例第70号
昭和53年1月19日市条例第1号
昭和53年3月24日市条例第16号
昭和53年12月25日市条例第58号
昭和54年1月26日市条例第1号
昭和54年3月19日市条例第23号
昭和54年12月20日市条例第55号
昭和55年1月31日市条例第1号
昭和55年3月29日市条例第23号
昭和55年7月2日市条例第39号
昭和56年1月26日市条例第1号
昭和56年3月28日市条例第16号
昭和56年9月30日市条例第38号
昭和56年10月27日市条例第40号
昭和57年1月26日市条例第1号
昭和57年3月27日市条例第17号
昭和57年11月17日市条例第61号
昭和58年3月22日市条例第16号
昭和58年10月1日市条例第39号
昭和59年7月18日市条例第31号

昭和60年2月1日市条例第1号
昭和60年10月11日市条例第28号
昭和60年12月25日市条例第35号
昭和61年1月20日市条例第1号
昭和61年9月26日市条例第44号
昭和62年1月20日市条例第1号
昭和62年3月23日市条例第21号
昭和63年8月15日市条例第31号
昭和63年12月23日市条例第43号
平成元年3月25日市条例第30号
平成3年3月20日市条例第16号
平成3年7月23日市条例第33号
平成5年3月23日市条例第14号
平成6年1月26日市条例第1号
平成6年3月24日市条例第38号
平成6年7月1日市条例第50号
平成10年6月26日市条例第35号
平成10年9月28日市条例第48号
平成12年3月22日市条例第75号
平成12年12月22日市条例第123号
平成13年12月21日市条例第70号
平成14年12月24日市条例第62号
平成16年3月24日市条例第20号
平成17年3月17日市条例第92号
平成18年6月29日市条例第41号
平成18年12月27日市条例第133号
平成20年9月19日市条例第58号
平成20年12月25日市条例第122号

平成21年3月24日市条例第17号
平成21年12月25日市条例第77号
平成23年3月16日市条例第44号
平成23年9月21日市条例第71号
平成24年12月19日市条例第112号
平成26年3月25日市条例第85号
平成26年12月18日市条例第147号
平成27年3月16日市条例第22号
平成28年3月24日市条例第17号
平成30年3月20日市条例第36号
平成30年3月20日市条例第37号
平成31年3月19日市条例第42号
平成31年3月19日市条例第82号
令和2年3月18日市条例第15号
令和2年3月18日市条例第16号
令和3年3月17日市条例第36号
令和3年3月17日市条例第37号
令和3年9月21日市条例第69号

(設置)

第1条 岡山市に次の学校を設置する。

(1) 幼稚園

名称	位置
岡山市立足守幼稚園	岡山市北区足守1588番地1
岡山市立馬屋下幼稚園	岡山市北区大窪50番地1
岡山市立大元幼稚園	岡山市北区大元上町9番18号
岡山市立野谷幼稚園	岡山市北区栢谷1722番地
岡山市立加茂幼稚園	岡山市北区加茂1104番地1

岡山市立御野幼稚園	岡山市北区北方四丁目1番1号
岡山市立鯉山幼稚園	岡山市北区吉備津1736番地5
岡山市立三門幼稚園	岡山市北区下伊福西町1番30号
岡山市立牧石幼稚園	岡山市北区玉柏2094番地2
岡山市立大野幼稚園	岡山市北区大安寺南町二丁目8番23号
岡山市立石井幼稚園	岡山市北区富町二丁目9番30号
岡山市立吉備西幼稚園	岡山市北区撫川1243番地2
岡山市立平津幼稚園	岡山市北区檜津2232番地2
岡山市立吉備東幼稚園	岡山市北区庭瀬210番地2
岡山市立桃丘幼稚園	岡山市北区芳賀5112番地2
岡山市立庄内幼稚園	岡山市北区三手15番地1
岡山市立横井幼稚園	岡山市北区横井上194番地
岡山市立旭東幼稚園	岡山市中区門田屋敷本町1番5号
岡山市立三勲幼稚園	岡山市中区国富一丁目7番13号
岡山市立旭操幼稚園	岡山市中区倉富171番地2
岡山市立竜之口幼稚園	岡山市中区四御神266番地
岡山市立幡多幼稚園	岡山市中区高屋220番地3
岡山市立財田幼稚園	岡山市中区長岡138番地2
岡山市立平井幼稚園	岡山市中区平井三丁目927番地1
岡山市立富山幼稚園	岡山市中区福泊233番地
岡山市立操南幼稚園	岡山市中区藤崎65番地5
岡山市立操明幼稚園	岡山市中区藤崎721番地3
岡山市立可知幼稚園	岡山市東区可知一丁目390番地
岡山市立西大寺南幼稚園	岡山市東区金岡西町435番地1
岡山市立開成幼稚園	岡山市東区金田1521番地1
岡山市立角山幼稚園	岡山市東区才崎360番地1
岡山市立西大寺幼稚園	岡山市東区西大寺上一丁目19番23号

岡山市立豊幼稚園	岡山市東区西大寺川口 2 7 9 番地
岡山市立芥子山幼稚園	岡山市東区西大寺松崎 1 4 4 番地 1
岡山市立御休幼稚園	岡山市東区西祖 1 8 7 番地 1
岡山市立雄神幼稚園	岡山市東区富崎 6 7 1 番地
岡山市立平島幼稚園	岡山市東区東平島 1 2 6 9 番地 3
岡山市立政田幼稚園	岡山市東区政津 9 6 1 番地 1 9
岡山市立芳田幼稚園	岡山市南区泉田 4 1 1 番地
岡山市立浦安幼稚園	岡山市南区浦安本町 2 0 4 番地 3
岡山市立小串幼稚園	岡山市南区小串 3 4 8 9 番地
岡山市立福田幼稚園	岡山市南区古新田 1 1 9 0 番地 1
岡山市立平福幼稚園	岡山市南区平福二丁目 4 番 7 号
岡山市立福浜幼稚園	岡山市南区福富東二丁目 1 番 1 号
岡山市立芳泉幼稚園	岡山市南区芳泉三丁目 2 番 5 号
岡山市立芳明幼稚園	岡山市南区万倍 9 8 番地
岡山市立妹尾幼稚園	岡山市南区箕島 1 0 2 4 番地 2

(2) 小学校

名称	位置
岡山市立足守小学校	岡山市北区足守 7 8 9 番地
岡山市立伊島小学校	岡山市北区伊島町一丁目 6 番 6 号
岡山市立中山小学校	岡山市北区一宮 7 0 2 番地
岡山市立御南小学校	岡山市北区今保 2 4 3 番地 3
岡山市立蛭明小学校	岡山市北区大井 3 6 0 番地
岡山市立大元小学校	岡山市北区大元上町 9 番 4 3 号
岡山市立野谷小学校	岡山市北区栢谷 2 5 9 番地 1
岡山市立鯉山小学校	岡山市北区吉備津 1 4 4 4 番地
岡山市立岡南小学校	岡山市北区岡南町二丁目 4 番 5 号
岡山市立石井小学校	岡山市北区寿町 2 番 8 号

岡山市立三門小学校	岡山市北区下伊福西町5番37号
岡山市立清輝小学校	岡山市北区新道1番地
岡山市立福渡小学校	岡山市北区建部町川口1302番地
岡山市立建部小学校	岡山市北区建部町富沢366番地
岡山市立竹枝小学校	岡山市北区建部町吉田1504番地
岡山市立牧石小学校	岡山市北区玉柏2108番地
岡山市立大野小学校	岡山市北区大安寺南町二丁目8番36号
岡山市立鹿田小学校	岡山市北区大供表町16番50号
岡山市立津島小学校	岡山市北区津島本町19番1号
岡山市立加茂小学校	岡山市北区津寺517番地
岡山市立馬屋上小学校	岡山市北区富吉2944番地2
岡山市立御野小学校	岡山市北区中井町一丁目6番34号
岡山市立西小学校	岡山市北区中仙道一丁目18番20号
岡山市立平津小学校	岡山市北区檜津738番地1
岡山市立吉備小学校	岡山市北区庭瀬256番地
岡山市立桃丘小学校	岡山市北区芳賀5111番地22
岡山市立陵南小学校	岡山市北区東花尻241番地1
岡山市立馬屋下小学校	岡山市北区松尾105番地1
岡山市立御津小学校	岡山市北区御津字垣1212番地
岡山市立五城小学校	岡山市北区御津新庄3055番地
岡山市立御津南小学校	岡山市北区御津野々口1616番地
岡山市立庄内小学校	岡山市北区三手336番地2
岡山市立岡山中央小学校	岡山市北区弓之町9番27号
岡山市立横井小学校	岡山市北区横井上178番地
岡山市立旭東小学校	岡山市中区門田屋敷本町1番17号
岡山市立旭操小学校	岡山市中区倉富160番地
岡山市立高島小学校	岡山市中区国府市場131番地

岡山市立竜之口小学校	岡山市中区四御神 2 6 6 番地
岡山市立幡多小学校	岡山市中区高屋 2 5 4 番地
岡山市立三勲小学校	岡山市中区徳吉町一丁目 1 番 2 1 号
岡山市立財田小学校	岡山市中区長岡 5 8 番地 2
岡山市立宇野小学校	岡山市中区原尾島一丁目 9 番 1 号
岡山市立平井小学校	岡山市中区平井四丁目 1 9 番 5 2 号
岡山市立富山小学校	岡山市中区福泊 2 3 3 番地
岡山市立操南小学校	岡山市中区藤崎 4 5 番地
岡山市立操明小学校	岡山市中区藤崎 7 2 1 番地 3
岡山市立旭竜小学校	岡山市中区八幡 8 番地 1
岡山市立可知小学校	岡山市東区可知一丁目 8 3 番地 2
岡山市立西大寺南小学校	岡山市東区金岡西町 4 3 5 番地 1
岡山市立開成小学校	岡山市東区金田 1 5 2 4 番地
岡山市立古都小学校	岡山市東区古都宿 4 5 3 番地 1
岡山市立角山小学校	岡山市東区才崎 3 8 9 番地
岡山市立西大寺小学校	岡山市東区西大寺上一丁目 1 9 番 2 1 号
岡山市立豊小学校	岡山市東区西大寺川口 1 3 0 番地 2
岡山市立芥子山小学校	岡山市東区西大寺松崎 9 7 番地
岡山市立城東台小学校	岡山市東区城東台西三丁目 6 番 3 号
岡山市立御休小学校	岡山市東区西祖 1 7 9 番地
岡山市立江西小学校	岡山市東区瀬戸町江尻 1 3 9 9 番地 2
岡山市立千種小学校	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋 3 9 1 番地
岡山市立雄神小学校	岡山市東区富崎 2 1 8 番地
岡山市立浮田小学校	岡山市東区沼 1 7 2 5 番地
岡山市立平島小学校	岡山市東区東平島 1 2 9 3 番地
岡山市立政田小学校	岡山市東区政津 8 5 0 番地
岡山市立甲浦小学校	岡山市南区飽浦 2 5 0 番地

岡山市立芳田小学校	岡山市南区泉田 4 0 8 番地
岡山市立浦安小学校	岡山市南区浦安本町 9 5 番地
岡山市立灘崎小学校	岡山市南区片岡 1 0 9 1 番地
岡山市立灘崎小学校迫川分校	岡山市南区迫川 1 0 9 4 番地
岡山市立七区小学校	岡山市南区北七区 6 1 番地 3
岡山市立小串小学校	岡山市南区小串 3 3 7 9 番地
岡山市立福田小学校	岡山市南区古新田 1 0 9 5 番地
岡山市立妹尾小学校	岡山市南区妹尾 1 3 5 3 番地
岡山市立曾根小学校	岡山市南区曾根 1 3 9 番地 2
岡山市立福島小学校	岡山市南区立川町 3 番 3 7 号
岡山市立興除小学校	岡山市南区中畦 5 9 3 番地
岡山市立南輝小学校	岡山市南区南輝三丁目 6 番 9 号
岡山市立東疇小学校	岡山市南区東畦 6 5 6 番地 2
岡山市立彦崎小学校	岡山市南区彦崎 2 6 4 2 番地
岡山市立平福小学校	岡山市南区平福一丁目 7 番 1 号
岡山市立福浜小学校	岡山市南区福富東一丁目 1 番 1 号
岡山市立第一藤田小学校	岡山市南区藤田 3 4 9 番地
岡山市立第二藤田小学校	岡山市南区藤田 5 9 5 番地
岡山市立第三藤田小学校	岡山市南区藤田 1 7 5 7 番地
岡山市立芳泉小学校	岡山市南区芳泉三丁目 2 番 3 号
岡山市立芳泉小学校ひばり分校	岡山市南区泉田四丁目 8 番 1 0 号
岡山市立芳明小学校	岡山市南区万倍 1 番地
岡山市立箕島小学校	岡山市南区箕島 2 3 8 4 番地

(3) 中学校

名称	位置
岡山市立足守中学校	岡山市北区大井 3 6 0 番地
岡山市立岡輝中学校	岡山市北区岡町 1 2 番 1 7 号

岡山市立中山中学校	岡山市北区辛川市場159番地
岡山市立石井中学校	岡山市北区下伊福上町10番9号
岡山市立高松中学校	岡山市北区高松原古才30番地
岡山市立建部中学校	岡山市北区建部町建部上734番地
岡山市立御南中学校	岡山市北区田中581番地
岡山市立京山中学校	岡山市北区津島京町一丁目7番1号
岡山市立岡北中学校	岡山市北区津島東一丁目1番1号
岡山市立吉備中学校	岡山市北区庭瀬103番地
岡山市立岡山中央中学校	岡山市北区蕃山町6番10号
岡山市立桑田中学校	岡山市北区東島田町二丁目3番35号
岡山市立御津中学校	岡山市北区御津宇垣1227番地
岡山市立岡山後楽館中学校	岡山市北区南方一丁目3番15号
岡山市立香和中学校	岡山市北区吉宗590番地
岡山市立竜操中学校	岡山市中区赤田188番地1
岡山市立操山中学校	岡山市中区国富三丁目11番1号
岡山市立高島中学校	岡山市中区賞田190番地1
岡山市立緑ヶ丘中学校	岡山市中区平井二丁目2572番地
岡山市立操南中学校	岡山市中区藤崎130番地2
岡山市立東山中学校	岡山市中区御幸町13番3号
岡山市立富山中学校	岡山市中区海吉1462番地5
岡山市立旭東中学校	岡山市東区大多羅町276番地
岡山市立上南中学校	岡山市東区金田722番地
岡山市立西大寺中学校	岡山市東区西大寺上一丁目20番60号
岡山市立瀬戸中学校	岡山市東区瀬戸町瀬戸444番地
岡山市立上道中学校	岡山市東区南古都714番地
岡山市立光南台中学校	岡山市南区飽浦390番地
岡山市立灘崎中学校	岡山市南区片岡770番地

岡山市立妹尾中学校	岡山市南区妹尾 1 2 1 2 番地
岡山市立福南中学校	岡山市南区築港ひかり町 1 0 番 3 5 号
岡山市立芳田中学校	岡山市南区当新田 4 6 8 番地 1
岡山市立興除中学校	岡山市南区中畦 5 8 9 番地 4
岡山市立藤田中学校	岡山市南区藤田 4 0 0 番地
岡山市立芳泉中学校	岡山市南区芳泉三丁目 2 番 1 号
岡山市立福浜中学校	岡山市南区三浜町二丁目 3 番 2 6 号
岡山市立福田中学校	岡山市南区山田 5 4 4 番地 3

(4) 義務教育学校

名称	位置
岡山市立山南学園	岡山市東区北幸田 5 0 9 番地 1

(5) 高等学校

名称	位置
岡山市立岡山後楽館高等学校	岡山市北区南方一丁目 3 番 1 5 号

(使用料の徴収等)

第 2 条 岡山市立学校の施設を学校教育以外の目的のために一時使用する者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用許可後使用する日までに納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合若しくは教育委員会においてやむを得ないと認めるときは、使用後に納付することができる。

(使用料の額等)

第 3 条 前条の使用料の額は、別表のとおりとする。

- 2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 4 条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 旧御津町及び旧灘崎町の区域内の学校の施設の使用料については、平成17年3月31日までの間、第2条から第4条まで及び別表の規定にかかわらず、それぞれ編入前の御津町立学校の施設等の使用に関する条例（昭和29年御津町条例第1号）及び編入前の灘崎町立学校施設使用料徴収条例（昭和57年灘崎町条例第8号）の例による。
- 3 旧建部町及び旧瀬戸町の区域内の学校の施設の使用料については、平成19年3月31日までの間、第2条から第4条まで及び別表の規定にかかわらず、それぞれ編入前の建部町立学校設備の使用条例（昭和42年建部町条例第54号）及び編入前の瀬戸町立学校施設使用料徴収条例（昭和58年瀬戸町条例第945号）の例による。

附 則（昭和39年市条例第68号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年7月20日から適用する。

附 則（昭和40年市条例第16号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年市条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月20日から適用する。ただし、第4条の岡山市立芳田幼稚園にかかる改正規定は、昭和40年7月1日から適用する。

附 則（昭和41年市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年市条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年市条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年市条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、岡山市立三門幼稚園及び岡山市立甲浦幼稚園にかかる規定は、昭和42年9月1日から施行する。

附 則（昭和42年市条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年市条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年市条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年市条例第103号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月20日から適用する。ただし、第10条中三門幼稚園に関する改正規定は、昭和44年9月1日から適用する。

附 則（昭和45年市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年市条例第38号）

この条例は、昭和45年10月20日から施行する。

附 則（昭和45年市条例第58号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年市条例第92号）

この条例中、第1条の改正規定は昭和46年1月8日から、第2条の改正規定は昭和46年3月8日から施行する。

附 則（昭和46年市条例第5号）

この条例は、昭和46年3月8日から施行する。

附 則（昭和46年市条例第21号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年市条例第70号）

この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（昭和46年市条例第103号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年市条例第11号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年市条例第28号）

この条例は、昭和47年7月20日から施行する。

附 則（昭和47年市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年市条例第23号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年市条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2号に関する改正規定は、昭和48年10月20日から適用する。

附 則（昭和49年市条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年市条例第25号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年市条例第64号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年11月20日から適用する。ただし、第1条第1号中平福小学校に関する改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年市条例第16号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年市条例第51号）

この条例は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則（昭和51年市条例第24号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年市条例第81号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月20日から適用する。ただし、第1条第2号中福南中学校に関する改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年市条例第1号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年市条例第1号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年市条例第16号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年市条例第58号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月20日から適用する。ただし、岡山市立馬屋下小学校に関する改正規定は、昭和53年9月1日から適用する。

附 則（昭和54年市条例第1号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年市条例第23号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年市条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年市条例第1号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年市条例第23号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年市条例第39号）

この条例は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和56年市条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年市条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第4号中竜之口幼稚園に関する改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年市条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年7月20日から適用する。

附 則（昭和56年市条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年10月1日から適用する。

附 則（昭和57年市条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年市条例第17号）

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 昭和57年3月31日までに使用を許可した者に係る使用料については、この条例による改正後の岡山市立学校条例別表の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和57年市条例第61号）

この条例は、昭和57年11月20日から施行する。

附 則（昭和58年市条例第16号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年市条例第39号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年市条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年市条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年市条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山市立学校条例の規定は、昭和60年9月1日から適用する。

附 則（昭和60年市条例第35号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年市条例第1号）

この条例は、昭和61年3月15日から施行する。

附 則（昭和61年市条例第44号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2号の表の改正規定は、昭和

61年11月1日から施行する。

2 この条例による改正後の岡山市立学校条例第1条第4号の表の規定は、昭和61年9月1日から適用する。

附 則（昭和62年市条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年市条例第21号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年市条例第31号）

この条例は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（昭和63年市条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1号の表岡山市立馬屋下小学校の項の次に岡山市立桃丘小学校の項を加える改正規定は、昭和65年4月1日から施行する。

附 則（平成元年市条例第30号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年市条例第16号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第1条第1号の表岡山市立西小学校の項の次に岡山市立御南小学校の項を加える改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成3年市条例第33号）

この条例は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成5年市条例第14号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年市条例第1号）

この条例は、平成6年2月1日から施行する。

附 則（平成6年市条例第38号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年市条例第50号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年市条例第35号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成10年市条例第48号）

この条例中第1条の規定は平成11年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市条例第75号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市条例第123号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市条例第70号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年市条例第62号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第1条第1号の表の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市条例第20号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年市条例第92号）

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年市条例第41号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年市条例第133号）

この条例は、平成19年1月22日から施行する。ただし、第1条第4号の表の改正規定（岡山市立灘崎幼稚園の項を加える部分に限る。）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年市条例第58号）

この条例は、平成20年9月22日から施行する。

附 則（平成20年市条例第122号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市条例第77号）

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成23年市条例第44号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第71号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市条例第112号）

この条例は、平成25年2月2日から施行する。

附 則（平成26年市条例第85号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年市条例第147号）

この条例は、平成27年1月31日から施行する。

附 則（平成27年市条例第22号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市条例第36号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市条例第37号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年市条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年市条例第82号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条第1号の表岡山市立千種幼稚園の項を削る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1項から第3項までの規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年市条例第15号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市条例第16号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市条例第36号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市条例第37号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市条例第69号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 屋内体操場又は講堂の使用料

	1,000平方メートル以上のもの	1,000平方メートル未満のもの
--	------------------	------------------

電気を使用する場合	3, 6 6 0 円	3, 0 3 0 円
電気を使用しない場合	3, 1 4 0 円	2, 5 1 0 円

2 教室使用料

電気を使用する場合 6 2 0 円

電気を使用しない場合 4 1 0 円

備考 この表は、1日（午前8時30分から午後9時まで）1室についての使用料を示す。

3 運動場夜間照明施設使用料

1時間につき 1, 0 4 0 円

備考 使用時間は、午後9時までとする。

4 プール使用料

大人1回 3 1 0 円

中学生以下1回 1 5 0 円